令和８年（フ）第７７２号
広島市安佐北区三入東１丁目55番４―15号
債務者　吉川　伸也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８１号
広島市安佐南区上安２丁目11番24―102号
債務者　本田　健三
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８３号
広島市中区舟入本町４番９―306号
債務者　日野　和恵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９７号
広島県東広島市八本松飯田２丁目16番１―406号　磯松住宅１号棟
債務者　和泉川吹子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１号
青森県五所川原市大字前田野目字犬走55番地17
債務者　大坂奈緒子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目16番50号　シャローム105
債務者　鈴木　建二
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５２３号
千葉県柏市松葉町７丁目33番地１　ツインウェルスＢ―７号
債務者　照沼　夏海
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３２号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東404号
債務者　岡本　久美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６８号
千葉県松戸市千駄堀1587番地の１　サンダーハイツ202号
債務者　芹川　康幸
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８０号
千葉県松戸市五香南２丁目11番地の６　ダイアパレス松戸五香グランフォート106号
債務者　清野　　玲
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８６号
千葉県松戸市北松戸３丁目４番地の33
債務者　國領　敦之
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９０号
千葉県柏市篠籠田485番地１　グランシャリオ双伸108号
債務者　森脇　拓也
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９４号
千葉県松戸市中和倉53番地の４　グリーンパレス105号、前住所埼玉県さいたま市西区大字土屋246番地９
債務者　五十嵐功士
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０１号
千葉県松戸市西馬橋広手町80番地　セジュール光103号
債務者　松尾美沙樹（旧姓　田山）
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１０号
千葉県流山市大字東深井182番地の１　パティオ坂巻109
債務者　河原　正典
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１５号
千葉県野田市なみき１丁目８番地３　ベルリシェス105
債務者　小泉　卓也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１７号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区４棟602号
債務者　竹内えりこ（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部